

鳥獣保護法の改正、 「ニホンザル被害対策強化の考え方」 について

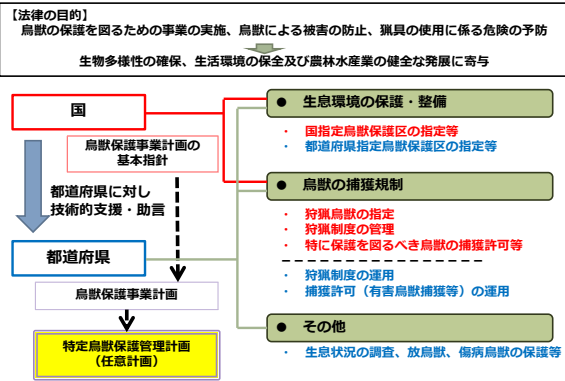
平成26年8月21日
特定鳥獣の保護管理に係る研修会（ニホンザル応用編）
環境省 自然環境局野生生物課 鳥獣保護業務室

鳥獣保護法制の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

<p>明治6年 鳥獣捕獲規則の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃猟のみ規制の対象 ・銃猟の免許鑑札制 ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止 <p>明治25年 狩猟規則の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟具の規制範囲に、網罟、わな罟を追加 ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定 <p>明治28年 狩猟法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職猟と遊猟の区別を廃止 <p>大正7年 狩猟法の制定(全改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定 ・狩猟鳥獣についても、ひな・卵の捕獲・採取を禁止 <p>昭和25年 狩猟法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区制度の創設 ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入 	<p>昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護思想の明確化 ・鳥獣保護事業計画制度の創設 <p>※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管</p> <p>平成11年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設 ・国と都道府県の役割の明確化 <p>平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定猟法禁止区域制度の創設 ・捕獲鳥獣の報告を義務化 <p>平成18年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網・わな免許の分離 ・鳥獣保護区における保全事業の実施 ・輸入鳥獣の標識制度の導入 <p>※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への捕獲許可権限の委譲
---	--

鳥獣保護法の体系



特定鳥獣保護管理計画

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。

- ① 計画のねらい： 地域個体群の長期にわたる安定的維持
- ② 策定主体： 都道府県が策定（任意）
- ③ 対象： ニホンジカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種の地域個体群、またはクマ類等の地域的に著しく減少している種の地域個体群

計画達成のための三本柱

- ▶ **個体数管理**
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- ▶ **生息環境管理**
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- ▶ **被害防除対策**
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長（狩猟期間の範囲内）
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限（1日に1人が捕獲する頭数）を緩和
 - ② 猟法制限（くりわなの直径12cm以下）を緩和
3. 特例保護区制度の活用

※ 平成26年4月現在、特定計画は、46都道府県において、ニホンジカ（40）、イノシシ（38）、ニホンザル（21）、ツキノワグマ（21）、カモシカ（7）、カワウ（4）の6種について作成（計131計画）

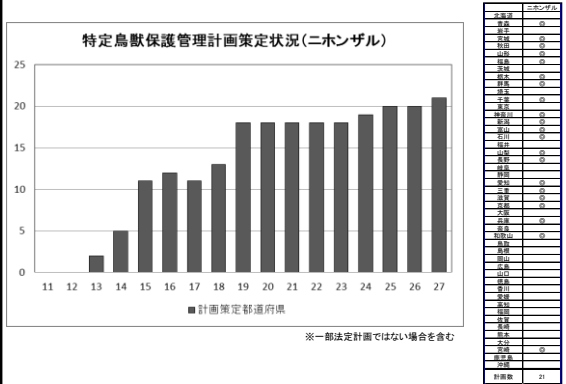
特定鳥獣保護管理計画の策定状況

特定鳥獣保護管理計画は、現在6種について策定されている。生息分布と策定状況の関係は以下のとおり。

種	狩猟鳥獣	策定都道府県数	主たる分布地域のカバー割合
ニホンジカ	○	40	100% (38/38)
イノシシ	○	38	93% (38/41)
クマ類	○	21	68% (21/31)
ニホンザル		21	51% (21/41)
ニホンカモシカ		7	23% (7/30)
カワウ	○	4	9% (4/46)

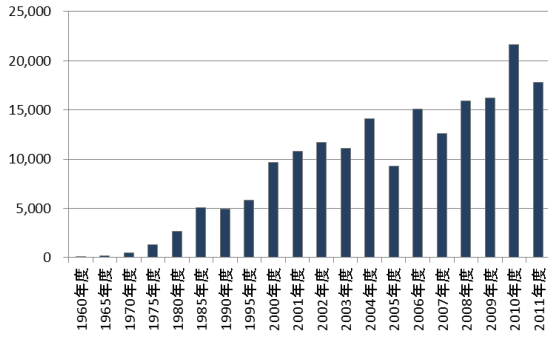
狩猟獣（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ）の策定数が多く、特に、ニホンジカ及びイノシシは分布域のほとんどをカバーしている。ニホンザルについては、特に西日本での策定が進んでいない。
環境省では、平成24年度より、主たる種（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、カワウ）について、それぞれ保護管理検討会を設置、現状や課題の評価等を実施。

ニホンザル特定計画の策定状況



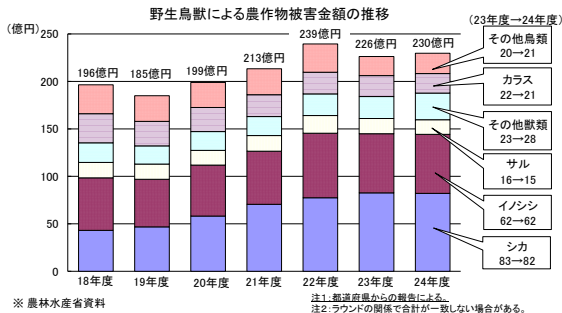
ニホンザル捕獲数の推移

ニホンザル捕獲数 (近年12年+過去5年ごと)



鳥獣による農作物被害の状況

- 農作物の近年の被害総額は、200億円前後で高止まり。獣類の被害が約8割。
- さらに、鳥獣被害は當農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらす、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。



鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成26年4月末現在、1,401市町村で策定*

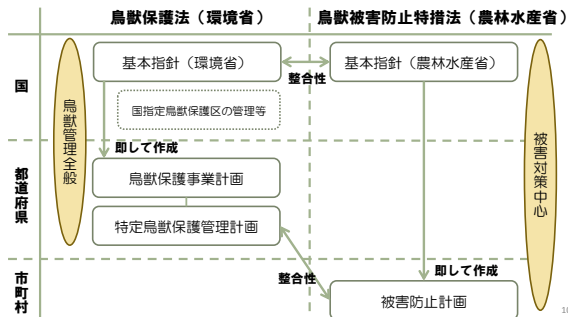
* 都道府県と協議中のものを含む

(具体的な措置)

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**逮捕許可の権限**を行使(権限委譲)
- 財政支援：**特別交付税の拡充**(計画作成後の駆除等の経費：交付率5割～8割)、**補助事業による支援**(捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など)など、必要な財政上の措置
【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金(平成26年度予算:95億円 / 平成25年度補正予算30億円)
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策(平成24年度補正予算:129億円)
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け(平成26年4月末現在864)、民間隊員については非常勤の公務員とし、**控除税の軽減措置**(1/2)、当面の間、隊員等に統制法の獵銃所持許可時の技能講習免除等を措置

鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法の連携

- 国と地方の連携、行政間の連携(環境行政、農林水産行政)強化を進めるとともに、狩猟者、地域住民、専門家等の多様な主体との連携が重要。



ニホンザル対策に関する課題

- 特定計画の策定が進んでいない(特に西日本)。科学的・計画的な保護管理が不可欠であり、計画の策定が求められる。
- 計画の目標が具体的でない。
- 群れの状況の把握が十分でない。
- 捕獲数は増加しているが、多くの地域で被害が減少していない。
- 被害防除は地域的・局所的には一定の成果を上げているが、全体としては不十分。
- 地域間や組織間、諸計画間の連携が必ずしも実効性のあるものとなっていない。

ニホンザル保護管理の基本認識

ニホンザルの保護管理の目的は、農業被害及び生活環境被害の軽減であり、それを達成する方策は被害防除と個体群管理。被害防除には直接的な防除(柵等による障壁、追い払い)とサルの誘引回避(集落環境整備、餌の除去等)があり、集落ぐるみの取組が重要。

ニホンザルの個体群管理は、シカやイノシシと異なり、個体数や密度のコントロールではなく、状況に応じた加害個体の捕獲、群れの規模の管理、群れ数の管理であり、あわせて分布域の管理が重要。

二ホンザル被害対策強化の考え方

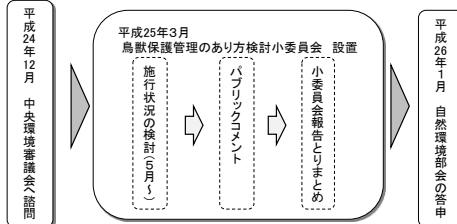
平成26年4月23日（農林水産省・環境省）

- 二ホンザルの被害対策としてこれまで行われてきた総合的対策（被害防除（罠の設置、追い払い）、生息環境管理（緩衝帯の設置、放任果樹の除去）、個体数管理（捕獲））について、今後、被害の軽減につながる効果的な捕獲を中心とした対策の考え方へと転換し、10年後までに加害群の数を半減することを目標として対策を強化。
- 捕獲目標達成に向けて、群れを単位とした対策として、加害群の排除を目指した徹底した管理を目指し、
 - ①改正鳥獣保護法に基づく各都府県の第二種特定鳥獣管理計画の策定を進め、被害の軽減につながる効果的な捕獲を重視した積極的な管理への転換。
 - ②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における捕獲強化に向けて、加害群の実態把握と、状況に応じた捕獲等の取組を推進するとともに、緊急捕獲対策の活用や、ICTによる捕獲の効率化等を実施。

鳥獣保護法の施行状況の検討

- ニホンジカ、イノシシ等の生息域拡大と個体数増加により、希少な高山植物の食害、森林内の樹皮はぎ等の自然生態系への影響、農林水産業被害、生活環境被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化による鳥獣捕獲の担い手が不足

**鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び
将来に渡り適切に機能しうる鳥獣保護管理体制の構築が急務**



中央環境審議会 自然環境部会 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会

検討の経緯

平成25年5月13日	第1回小委員会（現状と課題等）
5～6月	現地調査（知床、丹沢）
6月10日	第2回小委員会（関係団体ヒアリング等）
6月28日	第3回小委員会（関係法令、特定計画等）
8月7日	第4回小委員会（主な論点等）
9月10日	第5回小委員会（講ずべき措置）
10月16日	第6回小委員会（講ずべき措置）
11月6日	第7回小委員会（答申素案）
11月18日 ～12月17日	<パブリックコメントの実施>
12月24日	自然環境部会（答申素案の中間審議）
平成26年1月	第8回小委員会（答申案）
	自然環境部会（答申）

小委員会 委員名簿

臨時委員 (五十音順、敬称略)	
○石井 信夫	東京女子大学現代教養学部教授
尾崎 清明	(公財)山形鳥獣研究所副所長
小泉 道	(独)森林社会研究所研究コーディネーター
染 英昭	(公社)大日本鳥会会長
(土壌農薬部会)	(公財)中央果菜協会副理事長
高橋 徹	(一社)大日本猟友会総務委員会委員長代理
専門委員	
磯部 力	國學院大学法科大学院教授
坂田 宏志	兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授 (兵庫県森林動物研究センター主任研究員)
汐見 明男	全国町村会政務調査会財政委員会委員長 (京都府庁理事)
羽山 伸一	日本獣医生命科学大学獣医学部教授
福田 珠子	全国林業研究グループ連絡協議会副会長
三浦 慎悟	早稲田大学人間科学学術院教授

鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置 (中央環境審議会 答申)

- 鳥獣被害の現状と課題を踏まえ、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び捕獲体制の強化等が急務

鳥獣管理の充実

- 深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等について、従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理」という考えから、積極的な「管理(マネジメント)」に転換。

都道府県等による捕獲の強化

- 全国的に被害が深刻化しているシカ等について、**都道府県や国が計画に基づく捕獲事業**を実施

鳥獣管理体制の強化

- シカ等の捕獲を行う**事業者を認定する制度**を創設。捕獲許可手続きを簡素化し事業の円滑な実施を支援。
- 地域の若い捕獲従事者を確保する観点からわな猟・網猟の免許取得年齢（現20歳以上）を引き下げ

被害防止のための捕獲の促進に向けて

- 国が、シカ等の**個体数の調査**や都道府県の**取組の評価**を行う等、都道府県に対する指導力を発揮
- 被害の状況や捕獲の意義、必要性について**国民の理解を醸成**
- その他、住宅地への鳥獣の出没への麻酔銃による対応等

鳥獣保護法の改正も含めて対策を強化

鳥獣保護法改正の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

※ 5月30日公布、5③のみ公布日施行、その他は公布の日から1年以内の政令で定める日から施行

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による**自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- **狩猟者の減少・高齢化**等により鳥獣捕獲の**担い手が減少**
- ➔ **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加

1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

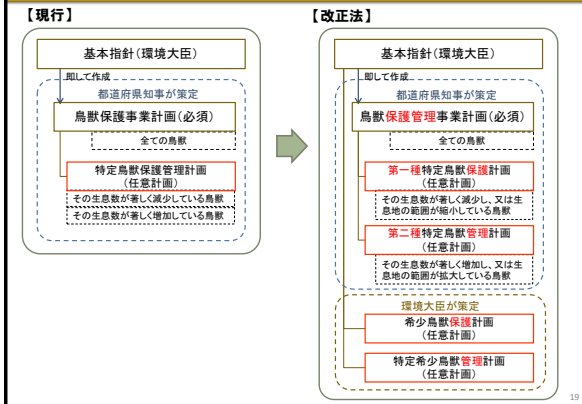
【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の**保護及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の**保護及び管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(**生態系の保護を含む、以下同じ。**)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

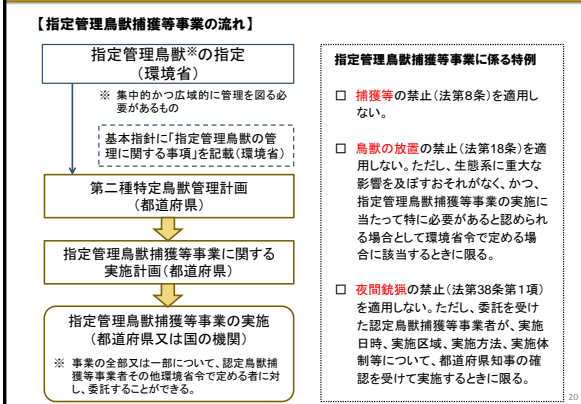
【定義(第2条)】

- 生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
- 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に**拡大**させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を**維持**すること
 - 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に**減少**させ、又はその生息地を適正な範囲に**縮小**させること

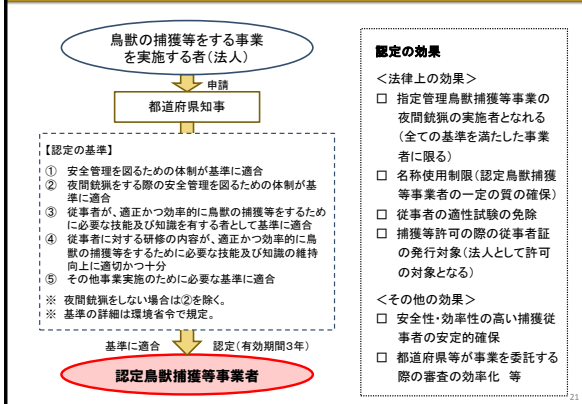
2. 施策体系の整理 (第3条、第4条、第7条～第7条の4)



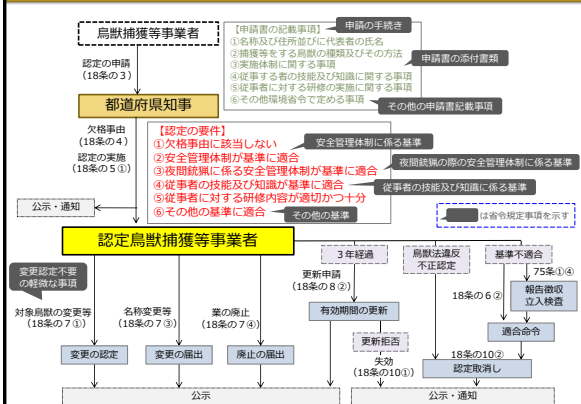
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設 (第14条の2)



4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入 (第18条の2～第18条の10)

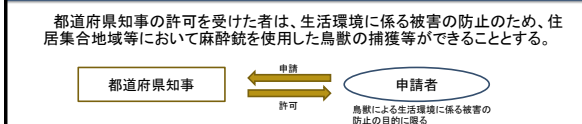


4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入 (第18条の2～第18条の10)



5. その他

① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可 (第38条・第38条の2)



② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ (第40条)

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。

③ 公務所等への照会規定の追加 (第75条の2)

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。
(狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるときの法的根拠を整備するもの。)

(参考) 改正法施行までのスケジュール

	平成26年	平成27年	改正法の施行									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
環境省	基本指針	検討(審議会等)	パブリックコメント	基本指針の公表								
	施行令(政令)				施行令の公表							
	施行規則(省令)					施行規則の公表						
	通知								施行通知の公表			
都道府県	鳥獣保護管理事業計画											計画の策定
	第一種特定鳥獣保護計画/第二種特定鳥獣保護計画											計画の策定
	認定鳥獣捕獲等事業者制度の準備											規定の整備

(参考) 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン、
種毎の保護管理レポート

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン：
特定鳥獣保護管理計画を策定する際の具体的な進め方や、保護管理の目標設定の考え方を示したガイドライン。

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン
ニホンジカ編、イノシシ編、ニホンザル編、クマ類編、カモシカ編

○ 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き
カワウ編

・ニホンジカ、ニホンザルについて、H27改訂に向けた検討を今年度開始

○ 種毎の保護管理レポート：
保護管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集しとりまとめたレポート。

○ 保護管理に関するレポート（H24～）
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カワウ

・毎年度作成し、都道府県へ配付

・環境省HP(野生鳥獣の保護管理) <http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html>